

【ABC 消費者情報 Vol. 128】

◎電力の小売自由化に関する相談が増えています！

平成28年4月1日に電力の小売自由化が始まりました。新たな事業者からの電気の供給が行われるようになり、契約に関するトラブルも起こっています。今回、消費生活センターに寄せられた相談をご紹介します。

■相談事例

○「電気代が安くなる」と現在契約中の大手電力会社の代理店と思わせる口ぶりで電話があり、検針票に記載されている番号を読み上げるよう指示され伝えた。説明もよくわからず、何かおかしいと思っていたら、最後に契約書を送ると言われ、会社名を名乗ったが知らない会社だった。解約したい。

■アドバイス

○電気の契約に関する営業活動を受けた際には、事業者にどこまで個人情報伝えるか慎重に検討しましょう。

○もし意図に反する契約を結んでしまったときでも、訪問販売、電話勧誘販売で契約をした場合であれば、法律で定められた事項が書かれた契約書面（法定書面）を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフにより、違約金等を請求されることなく契約解除ができます。

○不安に感じる事があれば、早めに消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611